

兵庫県県政改革方針の変更について

- 1 変更の理由 P 1
- 2 変更の内容
 - (1) 財政フレーム P 1
 - (2) 行政施策（教育施策（教育委員会所管）） P 4
 - (3) 収入の確保（債権管理） P 4
 - (4) 公営企業、公社等の運営（病院局） P 4
 - (5) 公営企業、公社等の運営（兵庫県公立大学法人） P 5
 - (6) 組織（本庁、地方機関、教育委員会） P 5
 - (7) 職員（定員、給与、働き方改革の推進、人材育成） P 7
 - (8) 業務改革 P 8
 - (9) 新しい働き方の推進 P 9
 - (10) 人材育成 P 9
 - (11) 地方分権への取組 P10
 - (12) ひょうご事業改善レビューの実施 P10

1 変更の理由

県政改革の推進に関する条例において、社会経済情勢の変化、国の政策動向、県政改革の進捗状況等を勘案し、毎年度、見直しを行うとしていることから、財政フレームをはじめ、県政改革方針について必要な見直しを行う。

これにより、持続可能な行財政構造を保持し、適切な行財政運営を推進できることを目指す。

2 変更の内容

県政改革方針 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
IV 財政運営 1 財政フレーム (P5)	<p>財政フレームを策定し、県財政の中長期の見通しを示す。</p> <p>県政改革方針に基づく事務事業等の見直しを反映させても、なお、令和10年度までに総額140億円の収支不足が生じる見込み。</p> <p>このため、今後、歳入歳出両面における不断の見直し、地方財政制度の活用により、毎年度の収支不足を補填し、収支均衡を目指す。</p> <p>あわせて、<u>税込確保等による一般財源の確保、繰上償還等による県債残高の縮減、県債管理基金への更なる積み戻し等により財政運営指標の改善に取り組んでいく。</u></p>	<p>財政フレームを策定し、県財政の中長期の見通しを示す。</p> <p>令和5年度においては、<u>税込が改善する一方、経済成長率の低下や長期金利の上昇等が見込まれることにより、令和10年度までに総額255億円の収支不足が生じる見込み。</u></p> <p>このため、<u>更なる税込確保や自主財源の獲得、より効果的、効率的な事業展開など歳入歳出両面における改善を図るとともに、地方財政制度の活用により、毎年度の収支均衡を目指す。</u></p> <p>あわせて、繰上償還等による県債残高の縮減、県債管理基金への更なる積み戻し等により財政運営指標の改善に取り組んでいく。</p>

県政改革方針 新旧対照表

項目	現 行										変 更 後											
(2) 財政フレーム (事業費ベース) 及び財政運営指標 の見通し (P5)	■ 財政フレーム (事業費ベース) (単位: 億円)										■ 財政フレーム (事業費ベース) (単位: 億円)											
	区 分	R3年間	R4当初	R5	R6	R7	R8	R9	R10	参 考 R11	R12	区 分	R3最終	R4見込	R5当初	R6	R7	R8	R9	R10	参 考 R11	R12
	県税等	8,780	8,910	9,030	9,205	9,355	9,465	9,565	9,665	9,765	9,860	県税等	8,780	9,140	9,205	9,305	9,410	9,500	9,580	9,635	9,690	9,740
	地方交付税等	5,310	3,865	3,845	3,775	3,830	3,800	3,815	3,845	3,870	3,860	地方交付税等	5,310	3,980	3,695	3,720	3,875	3,945	3,970	4,065	4,135	4,175
	国庫支出金	6,675	2,470	1,840	1,805	1,840	1,630	1,625	1,645	1,650	1,620	国庫支出金	6,675	3,800	2,335	1,735	1,785	1,575	1,575	1,600	1,610	1,585
	特定財源	9,125	7,525	6,985	6,635	6,165	5,790	5,280	4,980	4,545	4,245	特定財源	9,125	7,240	7,300	7,180	6,955	6,485	5,795	5,275	4,625	4,215
	県債	1,290	960	1,135	1,160	1,195	915	850	845	830	845	県債	1,290	1,135	960	1,120	1,130	915	875	835	835	815
	歳入 計	31,180	23,730	22,835	22,580	22,385	21,600	21,135	20,980	20,660	20,430	歳入 計	31,180	25,295	23,495	23,060	23,155	22,420	21,795	21,410	20,895	20,530
	人件費	4,575	4,520	4,520	4,525	4,470	4,440	4,455	4,430	4,405	4,410	人件費	4,565	4,540	4,330	4,525	4,315	4,490	4,305	4,420	4,270	4,370
	公債費	3,485	2,685	2,575	2,630	2,700	2,790	2,810	2,945	2,965	3,000	公債費	3,485	2,660	2,665	2,700	2,805	2,870	2,825	2,960	2,970	2,965
	県税交付金	1,790	1,795	1,805	1,840	1,870	1,890	1,910	1,930	1,950	1,970	県税交付金	1,790	1,805	1,895	1,905	1,925	1,945	1,960	1,970	1,980	1,990
	行政経費	19,000	13,025	11,885	11,465	11,130	10,745	10,410	10,110	9,790	9,455	行政経費	19,010	14,230	12,875	11,875	12,055	11,410	11,030	10,500	10,080	9,660
	投資的経費	2,330	1,705	2,055	2,125	2,230	1,765	1,595	1,605	1,585	1,625	投資的経費	2,330	2,060	1,730	2,065	2,120	1,795	1,730	1,595	1,605	1,580
	歳出 計	31,180	23,730	22,840	22,585	22,400	21,630	21,180	21,020	20,695	20,460	歳出 計	31,180	25,295	23,495	23,070	23,220	22,510	21,850	21,445	20,905	20,565
	収 支	0	0	△ 5	△ 5	△ 15	△ 30	△ 45	△ 40	△ 35	△ 30	収 支	0	0	0	△ 10	△ 65	△ 90	△ 55	△ 35	△ 10	△ 35
	R3~R10収支不足総額 △ 140										R3~R10収支不足総額 △ 255											
	■ 財政運営指標 (単位: 億円、%)										■ 財政運営指標 (単位: 億円、%)											
	区 分	R3年間	R4当初	R5	R6	R7	R8	R9	R10	参 考 R11	R12	区 分	R3決算	R4見込	R5当初	R6	R7	R8	R9	R10	参 考 R11	R12
	収 支	0	0	△ 5	△ 5	△ 15	△ 30	△ 45	△ 40	△ 35	△ 30	収支不足額	0	0	0	△ 10	△ 65	△ 90	△ 55	△ 35	△ 10	△ 35
	実質公債費比率	15.4	16.2	16.9	18.2	19.3	19.9	20.3	20.9	22.4	21.7	実質公債費比率	15.2	15.7	17.2	18.6	19.7	20.1	20.5	21.1	22.7	21.8
	3か年平均	15.2	15.5	16.2	17.1	18.1	19.1	19.8	20.4	21.2	21.7	3か年平均	15.2	15.3	16.0	17.1	18.5	19.5	20.1	20.6	21.4	21.9
	将来負担比率	319.7	333.8	330.9	325.6	323.2	318.1	310.2	302.7	295.2	287.2	将来負担比率	315.1	328.9	324.4	321.7	317.5	314.4	307.8	301.1	293.5	285.3
	経常収支比率	97.2	97.4	97.5	97.7	97.9	98.4	98.5	99.1	99.2	99.4	経常収支比率	97.2	99.3	97.6	99.8	97.4	99.2	97.1	98.9	97.4	98.4

県政改革方針 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後																																																																																		
(参考) 試算の前提条件 (P6)	(参考) 試算の前提条件 (令和4年度当初予算をもとに以下の前提で試算) <table border="1" data-bbox="394 247 1576 443"> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="7">試 算 方 法</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">経済成長率</td> <td colspan="7">「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年1月公表)におけるベースラインケースの名目経済成長率</td> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> <tr> <td>名目経済成長率</td> <td>1.5%</td> <td>2.0%</td> <td>1.7%</td> <td>1.2%</td> <td>1.1%</td> <td>1.1%</td> </tr> </table> <p>県 税 等 前年度見込額×経済成長率</p> <p>地方交付税等 (1)基準財政収入額 前年度見込額に毎年度の県税等の増収額の75%等を加算 (2)基準財政需要額 ①個別・包括算定経費 前年度見込額に給与(定期昇給等を除く)及び社会保障関係費の歳出増加額に見合う伸び率を乗じて試算 ②事業費補正・公債費 毎年度の算入見込額 ③その他 地域社会再生事業費等は令和4年度当初予算と同額</p> <p>国庫支出金 社会保障関係費(国制度分)や投資事業費(国庫補助事業)などの事業費に対応した見込額</p> <p>特 定 財 源 各種貸付金の償還金などの見込額</p> <p>県 債 今後の投資事業量に応じた発行見込額</p> <p>人 件 費 (1)職員給等 ①定 員 ○一般行政部門の定員は、平成30年4月1日の職員数を基本とした令和4年4月1日の職員数 ○法令等により配置基準が定められている定員は、当該基準に基づく配置定員(教職員定数については、生徒数の減に伴う減を見込んでいる。) ②給 与 ○令和4年度当初予算時の単価に基づき、定期昇給及び新陳代謝を見込む ○人事委員会勧告に基づく給与改定率は、経済成長率の1/3と試算 (2)退職手当 今後の退職者数の見込をもとに試算</p> <p>公 債 費 (1)起債発行額 今後の投資事業費の計画額等に基づく発行見込額 (2)発行利率 「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年1月公表)におけるベースラインケースの名目長期金利 <table border="1" data-bbox="626 1602 1510 1682"> <tr> <th>区 分</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> <tr> <td>名目長期金利</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.2%</td> <td>0.6%</td> <td>1.0%</td> </tr> </table> </p> <p>行政経費 前年度見込額に直近の伸び等を踏まえて試算</p> <p>投資的経費 地方財政計画の水準を基本に事業費を確保</p> <p>そ の 他 (1)県債管理基金への内部・外部基金の集約、県債管理基金による地域整備事業会計への貸付金、住宅供給公社・土地開発公社による県債管理基金への預託金の解消等を反映 (2)県債管理基金を活用した県債残高縮減対策の取り止めを反映 (3)企業庁との貸借関係の段階的解消を反映</p>	区 分	試 算 方 法							経済成長率	「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年1月公表)におけるベースラインケースの名目経済成長率							区 分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	名目経済成長率	1.5%	2.0%	1.7%	1.2%	1.1%	1.1%	区 分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	名目長期金利	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.6%	1.0%	(参考) 試算の前提条件 (令和5年度当初予算をもとに以下の前提で試算) <table border="1" data-bbox="1650 247 2831 443"> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="6">試 算 方 法</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">経済成長率</td> <td colspan="6">「中長期の経済財政に関する試算」(令和5年1月公表)におけるベースラインケースの名目経済成長率</td> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> <tr> <td>名目経済成長率</td> <td>1.1%</td> <td>1.2%</td> <td>1.0%</td> <td>0.9%</td> <td>0.6%</td> </tr> </table> <p>県 税 等 前年度見込額×経済成長率</p> <p>地方交付税等 (1)基準財政収入額 前年度見込額に毎年度の県税等の増収額の75%等を加算 (2)基準財政需要額 ①個別・包括算定経費 前年度見込額に給与(定期昇給等を除く)及び社会保障関係費の歳出増加額に見合う伸び率を乗じて試算 ②事業費補正・公債費 毎年度の算入見込額 ③その他 地域社会再生事業費等は令和5年度当初予算と同額</p> <p>国庫支出金 社会保障関係費(国制度分)や投資事業費(国庫補助事業)などの事業費に対応した見込額</p> <p>特 定 財 源 各種貸付金の償還金などの見込額</p> <p>県 債 今後の投資事業量に応じた発行見込額</p> <p>人 件 費 (1)職員給等 ①定 員 ○一般行政部門の定員は、平成30年4月1日の職員数を基本とした令和5年4月1日の職員数 ○法令等により配置基準が定められている定員は、当該基準に基づく配置定員(教職員定数については、生徒数の減に伴う減を見込んでいる。) ②給 与 ○令和5年度当初予算時の単価に基づき、定期昇給及び新陳代謝を見込む ○人事委員会勧告に基づく給与改定率は、経済成長率の1/3と試算 (2)退職手当 今後の退職者数の見込をもとに試算</p> <p>公 債 費 (1)起債発行額 今後の投資事業費の計画額等に基づく発行見込額 (2)発行利率 「中長期の経済財政に関する試算」(令和5年1月公表)におけるベースラインケースの名目長期金利 <table border="1" data-bbox="1881 1640 2659 1719"> <tr> <th>区 分</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> <tr> <td>名目長期金利</td> <td>0.4%</td> <td>0.4%</td> <td>0.4%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> </tr> </table> </p> <p>行政経費 前年度見込額に直近の伸び等を踏まえて試算</p> <p>投資的経費 地方財政計画の水準を基本に事業費を確保</p> <p>そ の 他 企業庁との貸借関係の段階的解消を反映</p>	区 分	試 算 方 法						経済成長率	「中長期の経済財政に関する試算」(令和5年1月公表)におけるベースラインケースの名目経済成長率						区 分	R6	R7	R8	R9	R10	名目経済成長率	1.1%	1.2%	1.0%	0.9%	0.6%	区 分	R6	R7	R8	R9	R10	名目長期金利	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%
	区 分	試 算 方 法																																																																																		
	経済成長率	「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年1月公表)におけるベースラインケースの名目経済成長率																																																																																		
		区 分	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																																																												
		名目経済成長率	1.5%	2.0%	1.7%	1.2%	1.1%	1.1%																																																																												
	区 分	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																																																													
	名目長期金利	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.6%	1.0%																																																																													
	区 分	試 算 方 法																																																																																		
	経済成長率	「中長期の経済財政に関する試算」(令和5年1月公表)におけるベースラインケースの名目経済成長率																																																																																		
		区 分	R6	R7	R8	R9	R10																																																																													
		名目経済成長率	1.1%	1.2%	1.0%	0.9%	0.6%																																																																													
	区 分	R6	R7	R8	R9	R10																																																																														
名目長期金利	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%																																																																															

県政改革方針 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>2 行政施策 (6) 教育施策 (教育委員会所管) (P9)</p>	<p>① 「ひょうご教育創造プラン」の推進 「第3期ひょうご教育創造プラン」に基づき、本県の教育が目指すべき方向性や今後取り組むべき様々な課題に対応した教育施策の推進を図る。 特に、<u>新型コロナウイルス感染症や ICT の整備を踏まえ、本県独自で進めてきた「体験教育」の活動方法などを検討するとともに、小中高 12 年間を通じた新たな学びの充実に取り組む。</u></p> <p>② 公立小・中学校 国の 35 人学級編制の段階的導入及び小学校5・6年生への教科担任制の導入に伴う加配措置の動向等を踏まえ、<u>本県独自の教育効果を高める学習支援の枠組みを新たに構築する。</u> なお、さらなる少人数教育の充実については、課題となる定数改善や学校整備等を踏まえて引き続き検討する。</p> <p>③ 県立高等学校 ア 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、5学区又は全県学区において、これまで取り組んできた学びとともに新たな学びを推進できるよう、ひょうごの高校づくりを推進する。 イ <u>令和4年度から導入する BYOD (Bring Your Own Device : 生徒自身で端末を用意し、学校・家庭での学習に活用すること) による教育を展開できる ICT 環境整備を推進するとともに、「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」に基づき、施設の長寿命化改修やトイレ改修、空調設備の設置など、安全・安心な環境整備を推進する。</u></p> <p>④ 県立特別支援学校 (略)</p>	<p>① 「ひょうご教育創造プラン」の推進 「第3期ひょうご教育創造プラン」に基づき、本県の教育が目指すべき方向性や今後取り組むべき様々な課題に対応した教育施策の推進を図る。 また、<u>当該プランの計画期間満了に伴い、本県教育の更なる振興を図るために、第4期「ひょうご教育創造プラン」を策定する。</u></p> <p>② 公立小・中学校 国の 35 人学級編制の段階的導入及び小学校5・6年生への教科担任制の導入に伴う加配措置の動向等を踏まえ、<u>「兵庫型学習システム」を推進する。</u> なお、さらなる少人数教育の充実については、課題となる定数改善や学校整備等を踏まえて引き続き検討する。</p> <p>③ 県立高等学校 ア 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、5学区又は全県学区において、これまで取り組んできた学びとともに新たな学びを推進できるよう、<u>魅力と活力あるひょうごの高校づくりを推進する。</u> イ BYOD (Bring Your Own Device : 生徒自身で端末を用意し、学校・家庭での学習に活用すること) による<u>1人1台端末環境での教育を展開できる ICT 環境整備を推進するとともに、「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」に基づき、施設の長寿命化改修やトイレ改修、空調設備の設置など、安全・安心な環境整備を推進する。</u></p> <p>④ 県立特別支援学校 (同左)</p>
<p>3 収入の確保 (5) 債権管理 (P10)</p>	<p>① 特定債権の回収・整理 債権管理推進本部の下、債権毎の債権管理計画に基づいた債権の回収・整理を推進し、収入未済額を縮減する。</p> <p>② 災害援護資金（阪神・淡路大震災分） <u>関係各市に対して引き続き債権回収及び免除を進めるよう促すとともに、免除を行ってもなお行方不明など償還困難なケースが残ると見込まれることから、国への貸付原資の償還は現実に返還があった場合にのみ行うようにする制度変更等を、国に対して要望していく。</u></p>	<p>債権管理推進本部の下、債権毎の債権管理計画に基づいた債権の回収・整理を推進し、収入未済額を縮減する。</p>
<p>4 公営企業、 公社等の運営 (2) 病院局 (P12)</p>	<p>① 経営改革の推進 (略)</p> <p>② より良質な医療の提供 (略)</p> <p>③ 運営体制・基盤の確保 政策医療の安定的かつ継続的な提供、新病院整備に伴う診療機能の高度化等に対応するため、医師確保対策、看護師確保対策の取組を推進する。</p>	<p>① 経営改革の推進 (同左)</p> <p>② より良質な医療の提供 (同左)</p> <p>③ 運営体制・基盤の確保 <u>医師に対する時間外労働上限規制の適用開始に向け、働き方改革を進めながら、政策医療の安定的かつ継続的な提供、新病院整備に伴う診療機能の高度化等に対応するため、医師確保対策、看護師確保対策の取組を推進する。</u></p>

県政改革方針 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(5) 兵庫県公立 大学法人 (P14)</p>	<p>① 魅力ある大学づくりの推進 ア 第二期中期目標の達成に向けた取組の推進 (略) イ 兵庫県立大学 (7) 教育・研究充実のための大学改革の推進 平成 31 年 4 月に再編した学部、令和 3 年 4 月に統合・再編した大学院を完成年次 まで着実に運営するほか、姫路工学キャンパスの整備や新型コロナの影響を踏まえた 教育改革などを推進し、教育・研究の充実を図る。 (4) 産学官連携など社会貢献の充実強化 新長田のリカレント拠点の整備など社会貢献機能強化に向けた取組を推進する。 ウ 芸術文化観光専門職大学 (7) 芸術文化及び観光の双方の視点を活かした教育・研究の推進 令和 3 年 4 月に開設した教育課程を完成年度まで着実に運営するため、中期目標・ 中期計画に定める取組を推進し、地域に根ざした教育研究活動を展開する。 (4) 大学を核とした地域連携による社会貢献の推進 地域の企業・団体、行政、地域住民等多様な主体と協働しながら貢献に関する取組 を推進する。</p> <p>② 自律的、効率的な管理運営体制の確保 (略)</p>	<p>① 魅力ある大学づくりの推進 ア 第二期中期目標の達成に向けた取組の推進 (同左) イ 兵庫県立大学 (7) 教育・研究充実のための大学改革の推進 平成 31 年 4 月に再編した学部、令和 3 年 4 月に統合・再編した大学院の教育課程 等を着実に実施するほか、姫路工学キャンパスの整備や新型コロナの影響を踏まえた 教育改革などを推進し、教育・研究の充実を図る。 (4) 産学官連携など社会貢献の充実強化 新長田のリカレント拠点の整備など社会貢献機能強化に向けた取組を推進する。 ウ 芸術文化観光専門職大学 (7) 芸術文化及び観光の双方の視点を活かした教育・研究の推進 設置計画に定める教育課程等を完成年度まで着実に実施するため、中期目標・中期 計画に定める取組を推進し、地域に根ざした教育研究活動を展開する。 (4) 大学を核とした地域連携による社会貢献の推進 地域の企業・団体、行政、地域住民等多様な主体と協働しながら社会貢献に関する 取組を推進する。</p> <p>② 自律的、効率的な管理運営体制の確保 (同左)</p>
<p>V 行政運営 1 組織 (1) 本庁 (P16)</p>	<p>① 部 政策課題への的確な対応、所掌範囲と責任の所在の明確化、施策の効率的・効果的な執 行が図られる部の体制とするため、特定分野を担当する部長の職を廃止し、部制条例で規 定する「部」に再編し、本庁 5 部体制から 12 部体制へと見直す。</p> <p>② 局・課室 部長を中心とする責任体制を構築し、責任所在の明確化と柔軟に課題対応する仕組みづ くりとして「部-課」制を基本としつつ、必要に応じて部の下に「局（室）」を設置する。 また、臨時的又は時限的な行政課題に柔軟かつ効率的に対応するために設置しているタ スクフォースは、進捗に応じて整理・見直しを図る。 ア 局 業務の性質上必要な場合は、部の下に「局（室）」を設置する。 イ 課室 (7) 多様化・複雑化する行政課題に、的確かつ迅速に対応するとともに、総務事務等を 集中的に処理できる効率的な規模となるよう課室の大括り化を実施する。 (4) ボトムアップ型県政の推進には、各部の政策立案・調整機能の向上が必要であるこ とから、見直し後の各部に総務担当課を設置し、総務機能を強化する。 (4) その他、政策課題への適切な対応を図るため、施策推進に応じて、新設・再編を行 う。</p> <p>③ 本部体制 (略)</p>	<p>① 部 現行 12 部体制を基本とし、引き続き、政策課題への的確な対応や、所掌範囲と責任の 所在の明確化、施策の効果的かつ効率的な執行を図る。</p> <p>② 局・課室 部長を中心とする責任体制を構築し、責任所在の明確化と柔軟に課題対応するため、「部 -課」制を基本としつつ、必要に応じて部の下に「局（室）」を設置する。 また、臨時的又は時限的な行政課題に柔軟かつ効率的に対応するために設置しているタ スクフォースは、進捗に応じて整理・見直しを図る。 ア 局 業務の性質上必要な場合は、部の下に「局（室）」を設置する。 イ 課室 (7) 多様化・複雑化する行政課題に、的確かつ迅速に対応するとともに、総務事務等を 集中的に処理できる効率的な規模となるよう課室の大括り化を実施する。 (4) ボトムアップ型県政の推進には、各部の政策立案・調整機能の向上が必要であるこ とから、見直し後の各部に総務担当課を設置し、総務機能を強化する。 (4) その他、政策課題への適切な対応を図るため、施策推進に応じて、新設・再編を行 う。</p> <p>③ 本部体制 (同左)</p>

県政改革方針 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>(2) 地方機関 (P16)</p>	<p>① 県民局・県民センター組織の見直し ア 現地解決型の総合事務所体制としての県民局・県民センター体制を基本とし、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえつつ、地域課題に総合的かつ的確に対応する体制とする。 なお、<u>本庁5部体制の見直しを踏まえ、県民局・県民センター体制のあり方について、今後、見直しを検討する。</u> イ 阪神南県民センターと阪神北県民局については、「阪神南県民センター・阪神北県民局の統合方針」に基づき「阪神県民局」としての統合に向け取り組んできたが、本県の財政状況やコロナ禍による働き方の変革などを踏まえ、伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結し、「阪神県民局」としての統合は、これまでの統合方針やコロナ禍に起因する社会環境の変化等も踏まえながら、県民局・県民センター体制の<u>今後の見直し</u>の中で検討する。 ウ 県民局・県民センターの各事務所については、地域の特色を活かした施策の推進、効果的・効率的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。 なお、県民局・県民センター体制の見直しに合わせ、人口減少、広域課題への対応なども踏まえた見直しを検討する。</p> <p>② その他地方機関 (略)</p>	<p>① 県民局・県民センター組織の見直し ア 現地解決型の総合事務所体制としての県民局・県民センター体制を基本とし、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえつつ、地域課題に総合的かつ的確に対応する体制とする。 なお、<u>県民局・県民センター体制のあり方については、引き続き、見直しを検討する。</u> イ 阪神南県民センターと阪神北県民局については、「阪神南県民センター・阪神北県民局の統合方針」に基づき「阪神県民局」としての統合に向け取り組んできたが、本県の財政状況やコロナ禍による働き方の変革などを踏まえ、伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結し、「阪神県民局」としての統合は、これまでの統合方針やコロナ禍に起因する社会環境の変化等も踏まえながら、県民局・県民センター体制の見直しの中で検討する。 ウ 県民局・県民センターの各事務所については、地域の特色を活かした施策の推進、効果的・効率的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。 なお、<u>県民局・県民センター体制の見直しに合わせ、人口減少、広域課題への対応なども踏まえた見直しを検討する。</u></p> <p>② その他地方機関 (同左)</p>
<p>(3) 教育委員会 (P17)</p>	<p>① 本庁 (略)</p> <p>② 教育事務所 6 教育事務所体制を基本とし、<u>市町教育委員会、学校における様々な学校問題（いじめや不登校、体罰や教職員の非違行為、保護者対応等）に総合的に支援できる体制の構築を検討する。</u> なお、市町との役割分担等を踏まえつつ、あり方については引き続き検討する。</p> <p>③ その他 (略)</p>	<p>① 本庁 (同左)</p> <p>② 教育事務所 6 教育事務所体制を基本とし、<u>複雑化する学校課題（いじめや不登校、体罰や教職員の非違行為、保護者対応等）に対し、効果的・機動的に市町教育委員会や市町立学校への支援をするため、「学校問題サポートチーム」をはじめとした組織的な取組を実施する。</u> なお、市町との役割分担等を踏まえつつ、あり方については引き続き検討する。</p> <p>③ その他 (同左)</p>

県政改革方針 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>2 職員 (1) 定員 (P18)</p>	<p>① 職員 ア 一般行政部門については、平成 30 年 4 月 1 日の職員数を基本としつつ、新たな行政課題・行政需要の変化に的確に対応できる業務執行体制を確保する。 定年引上げ期間中においては、一定の新規採用を継続的に実施するとともに、年齢構成の平準化に向け、経験者採用などを積極的に活用し、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する。 イ 業務の効率的な執行や、職員のワーク・ライフ・バランスに留意しつつ、県民サービスの水準の維持・向上及び新たな行政課題や行政需要の変化に的確に対応できる人員配置とする。 ウ 法令等により原則として配置基準が定められている警察官、教職員、医療職員、児童福祉司等について、基準に基づき適正に配置する。</p> <p>② 再任用職員 <u>業務経験やノウハウを円滑に引き継ぐため、再任用職員を積極的に活用する。</u></p> <p>③ 会計年度任用職員 スクラップ・アンド・ビルドの徹底や、業務のデジタル化等による業務改革を進めながら、業務量に応じて適正に配置する。</p>	<p>① 職員 ア 一般行政部門については、平成 30 年 4 月 1 日の職員数を基本としつつ、新たな行政課題・行政需要の変化に的確に対応できる業務執行体制を確保する。 定年引上げ期間中においては、一定の新規採用を継続的に実施するとともに、年齢構成の平準化に向け、経験者採用などを積極的に活用し、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する。<u>あわせて、高齢期職員の幅広い職務における活躍を促し、かつ、その多様な知識や経験を積極的に活用する。</u> イ 業務の効率的な執行や、職員のワーク・ライフ・バランスに留意しつつ、県民サービスの水準の維持・向上及び新たな行政課題や行政需要の変化に的確に対応できる人員配置とする。 ウ 法令等により原則として配置基準が定められている警察官、教職員、医療職員、児童福祉司等について、基準に基づき適正に配置する。</p> <p>② 会計年度任用職員 スクラップ・アンド・ビルドの徹底や、業務のデジタル化等による業務改革を進めながら、業務量に応じて適正に配置する。</p>
<p>(2) 給与 (P18)</p>	<p>① 特別職 (略)</p> <p>② 一般職 ア 本県の財政状況を踏まえ、管理職手当の減額を行う。 イ 給与制度について、人事委員会勧告を尊重することを基本に、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえた見直しを行う等適切に対応する。 ウ 定年引上げ後の 60 歳に達した職員の給与等について、国及び他の地方公共団体との均衡等を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>① 特別職 (同左)</p> <p>② 一般職 ア 本県の財政状況を踏まえ、管理職手当の減額を<u>行いつつ、減額率については段階的な縮小を図る。</u> イ 給与制度について、人事委員会勧告を尊重することを基本に、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえた見直しを行う等適切に対応する。 ウ 定年引上げ後の 60 歳に達した職員の給与等について、国及び他の地方公共団体との均衡等を踏まえ、適切に対応する。</p>

県政改革方針 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
(3) <u>働き方改革の推進</u>	<p>働き方改革推進プラン（仮称）を策定し、テレワークやフレックスタイム制など柔軟で多様な働き方の推進、全庁を挙げた超過勤務の縮減、休暇・休業制度の充実・取得促進等に取り組む。</p> <p>また、旧来の慣例・慣習による仕事を見直し、生み出した時間を創造的な政策立案に充てるなど、県庁の働き方改革を推進する。</p> <p>① <u>柔軟で多様な働き方の推進</u> 在宅勤務制度、サテライトオフィス、モバイルワーク、時差出勤、フレックスタイム制等の充実や利用促進を図り、柔軟で多様な働き方を推進する。</p> <p>② <u>超過勤務の縮減</u> 適切な労働時間の管理とともに、デジタル技術の活用等による抜本的な業務プロセスの見直しや、総務・予算・人事など、全庁的に超過勤務の要因となっている業務の見直し、職員研修による意識改革等を進め、超過勤務の縮減を推進する。</p> <p>③ <u>休暇・休業制度の充実・取得促進</u> 「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画」に基づく男性の育児休業等の取得目標の達成に向け、職場全体の意識改革を推進するとともに、育児・介護等と仕事の両立が図られるよう、休暇・休業制度の充実と取得促進に取り組む。</p>	<p>「3 新しい働き方の推進」に記載</p>
(4) <u>人材育成</u>	<p>① <u>職員の能力向上・士気高揚</u> ア 時代に即した研修の充実や、職員の意欲と適性を踏まえたジョブローテーション、民間等との人事交流などにより職員の能力向上を図る。 イ 人事評価の活用等による士気高揚に取り組み、新たな県政を担う人材を育成する。</p> <p>② <u>女性活躍の推進</u> ア 組織の多様性を推進するため、引き続き、女性職員の職域の拡大、キャリア形成を意識した人事配置に努める。 イ 職場での OJT 強化、女性ロールモデルの情報発信のほか、女性管理職同士のネットワークづくりやキャリアアップ研修を充実させる。</p> <p>③ <u>多様な人材の積極的な登用</u> ア 年齢構成の平準化と多様な人材の確保に向けて、経験者採用試験を積極的に活用する。 イ 多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくため、外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野・事業において、外部専門人材等の県政への参画を積極的に促進する。</p>	<p>「4 人材育成」に記載</p>
3 <u>業務改革</u>	<p>(1) <u>抜本的な業務プロセスの見直し</u> 書面・対面規制や公印の見直しなど業務プロセス改革を推進するとともに、行政手続オンライン化の着実な推進や、公印のデジタル化、キャッシュレス決済の推進等に取り組む、県民等の利便性向上と職員の業務効率化の両立を図る。</p> <p>(2) <u>先端 ICT の積極的活用</u> AI (Chatbot)・RPA による定型業務の効率化、オンライン会議等による会議運営の省力化、在宅勤務用システムやタブレット等を活用したテレワークにより業務を効率化するとともに、ビッグデータを用いた施策立案の高度化や AI・IoT 等の ICT 活用施策の拡充・拡大により質の高い行政運営を推進する。</p> <p>(3) <u>外部人材の活用及び職員のデジタルリテラシーの向上</u> 外部人材の指導・助言によりデジタル技術を活用した行政施策を推進する。また、行政課題の解決にデータを利活用する研修を実施し、行政サービスの向上や政策立案の高度化を支援する。</p> <p>(4) <u>組織風土の醸成</u> 業務改革に取り組む組織風土や、職員の改革マインドを醸成し、全庁一丸となって業務改革を推進し、イノベーション型行財政運営の実現を目指す。</p>	<p>「3 新しい働き方の推進」に記載</p>

県政改革方針 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>3 新しい働き方の推進</p> <p>(P18)</p>		<p>新しい働き方推進プランに基づく5つの取組を推進し、県庁の組織パフォーマンスの最大化を図り、県民本位で質の高い行政サービスを実現する。</p> <p>(1) 柔軟で多様な働き方の推進 テレワークや時差出勤・フレックスタイム制の更なる活用を進め、職員一人ひとりのライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方により、効率的・効果的な行政運営を推進する。</p> <p>(2) 休暇・休業制度の活用促進 年次休暇や育児休業など休暇・休業制度の活用を促進し、職員の健康増進や育児・介護等と仕事の両立を支援するとともに、男女がともに活躍できる職場づくりを推進する。</p> <p>(3) 超過勤務の縮減 適切な労働時間の管理や業務の効率化等により超過勤務を縮減し、生み出した時間を活用して企画・立案など創造的な業務の充実や職員のワークライフバランスの向上を図る。</p> <p>(4) ICTを活用した業務改革の推進 電子決裁の徹底や行政手続のオンライン化等、ICTを最大限生かして業務のペーパーレス化や行政手続の簡素化を促進し、県民等の利便性向上と職員の業務効率化を推進する。</p> <p>(5) 職員の意識改革・職場風土の醸成 幹部職員による率先行動や職員研修等を通じて、職員の意識改革や職場風土の醸成を進め、全庁が一丸となって新しい働き方を推進する。</p>
<p>4 人材育成</p> <p>(P19)</p>		<p>新たな人材育成に関する基本方針を策定し、「求められる職員像」を定めるとともに、その実現に向け、採用、育成、配置、評価、処遇といった人事施策全般を通じた総合的な人材育成に取り組む。</p> <p>(1) 優秀で多様な人材の確保</p> <p>① 優秀で多様な人材の確保に向け、職員採用試験の見直しや採用広報活動の強化を行う。 ② 多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくため、外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野・事業において、民間人材の県政への参画を積極的に促進する。</p> <p>(2) 職員の能力向上</p> <p>① 各職場における効果的なOJTの実施や、時代に即した研修計画の見直しを行うとともに、職員の能力向上に配慮したジョブローテーションを実施する。 ② 職員の知識・経験の幅を広げるとともに、新たなネットワーク形成を進めるため、民間企業等との人事交流を積極的に推進する。</p> <p>(3) 職員の意欲と適性を踏まえた人事配置</p> <p>① 職員一人ひとりが高いモチベーションを保ち、最大限の能力を発揮していくため、庁内公募を実施するなど職員の自律的なキャリアビジョンを踏まえた人事配置を推進する。 ② 専門的な知識や経験が必要な特定の業務分野については、スペシャリストを計画的に育成する人事配置を推進する。</p> <p>(4) 職員の挑戦と成長を促す人事評価 職員にチャレンジングな業務への挑戦を促し、勤務実績を踏まえた適切なフィードバックを行う等、職員の更なる成長とモチベーションの向上に繋がる新しい人事評価制度を導入する。</p> <p>(5) 女性活躍の推進 女性ロールモデルの情報発信や女性職員同士のネットワークづくり、キャリアアップ研修の充実等により女性職員のキャリア形成を支援するとともに、積極的な登用を行う。</p>

県政改革方針 新旧対照表

項 目	現 行	変 更 後
<p>5 地方分権への取組 (P20)</p>	<p>(1) 地方分権改革の推進</p> <p>① 国から地方への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し、自治立法権の拡充・強化や地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直し等に向け、本県独自の働きかけに加え、全国知事会、関西広域連合や県地方六団体等とも連携を図りつつ、国への働きかけを積極的に推進する。</p> <p>② 地方税財源の充実強化に向け、地方一般財源総額の充実確保、地方税体系の抜本的な見直し、デジタル化社会の実現に向けた税財政措置等を要請する。</p> <p>③ 市町における専門人材の確保育成を図るため、人事交流や併任等を必要に応じて実施し、市町の意向や受入体制を勘案しつつ、県から市町への権限移譲を推進する。</p> <p>(2) 関西広域連合による取組の推進</p> <p>① カウンターパート方式による大規模災害発生時の被災地支援や、関西全域をカバーするドクターヘリの運行など、7つの広域事務を着実に実施する。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症への広域的な対応（府県域を越えた医療連携や府県市民への要請等の広域調整、知見の共有、国への提言等）について、構成府県市が一体となった取組に対応する。</p> <p>③ <u>関西全域の産業競争力強化および新産業創出のため、構成府県市の公設試の連携強化を柱とした、中堅・中小企業の新たな技術開発支援体制に向けて検討する。</u></p> <p>④ 2025年大阪・関西万博に向けた取組、<u>延期となったワールドマスターズゲームズ関西の開催への機運醸成等について、構成府県市で連携協力し対応する。</u></p> <p>⑤ 防災庁の創設や政府関係機関の地方移転など、国土の双眼構造の実現に向けた取組を推進し、国からの事務・権限の受け皿たり得ることを顕示する。</p> <p>⑥ <u>中長期的な観点から、関西広域連合の今後対応すべき広域課題やその解決に相応しい体制等について検討する。</u></p> <p>(3) 規制改革の推進 (略)</p>	<p>(1) 地方分権改革の推進</p> <p>① 国から地方への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し、自治立法権の拡充・強化や地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直し等に向け、本県独自の働きかけに加え、全国知事会、関西広域連合や県地方六団体等とも連携を図りつつ、国への働きかけを積極的に推進する。</p> <p>② 地方税財源の充実強化に向け、地方一般財源総額の充実確保、地方税体系の抜本的な見直し、<u>デジタル変革の加速や脱炭素社会の実現に向けた税財政措置等を要請する。</u></p> <p>③ 市町における専門人材の確保育成を図るため、人事交流や併任等を必要に応じて実施し、市町の意向や受入体制を勘案しつつ、県から市町への権限移譲を推進する。</p> <p>(2) 関西広域連合による取組の推進</p> <p>① カウンターパート方式による大規模災害発生時の被災地支援や、関西全域をカバーするドクターヘリの運行など、7つの広域事務を着実に実施する。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症への広域的な対応（府県域を越えた医療連携や府県市民への要請等の広域調整、知見の共有、国への提言等）について、構成府県市が一体となった取組に対応する。</p> <p>③ <u>構成府県市の公設試と域内大学・研究機関など多様な機関との連携による「関西広域産業共創プラットフォーム事業」を推進し、中堅・中小企業の事業化支援など関西の産業力強化に取り組む。</u></p> <p>④ 2025年大阪・関西万博に向けた取組、ワールドマスターズゲームズ2027関西JAPANの開催への機運醸成等について、構成府県市で連携協力し対応する。</p> <p>⑤ 防災庁の創設や政府関係機関の地方移転など、国土の双眼構造の実現に向けた取組を推進し、国からの事務・権限の受け皿たり得ることを顕示する。</p> <p>⑥ <u>第5期広域計画に基づき、広域課題解決に向けた対応の更なる深化を図るとともに、経済界や国、市町村など様々な主体と連携しながら、関西全体の活性化に取り組む。</u></p> <p>(3) 規制改革の推進 (同左)</p>
<p>VI 不断の改革に向けた取組 1 ひょうご事業改善レビューの実施 (P20)</p>	<p>イノベーション型の行財政運営の実現を目指す取組の一環として、外部有識者の評価を加えて施策改善を図る「<u>事業レビュー</u>」を導入する。また、<u>評価結果を公表することで県政の透明性を高め、県民ボトムアップ型県政を推進する。</u></p>	<p>イノベーション型の行財政運営の実現を目指す取組の一環として、「<u>ひょうご事業改善レビュー</u>」を実施し、外部有識者の意見等を踏まえて施策改善を図る。また、<u>結果を公表することで県政の透明性を高め、県民ボトムアップ型県政を推進する。</u></p>